

インドネシアにおいて特許を受ける ことができる発明と特許を受けるこ とができない発明



Rouse & Co. International LLP (Indonesia)

Nick Redfearn

Rouse & Co. International は 1990 年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界 13 カ国に計 16 の拠点を持ち、600 名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。インドネシアオフィスは 1997 年に設立。Redfearn 氏はパートナー弁護士であり、元インドネシアオフィス代表である。現在は Rouse の副最高経営責任者でもある。

インドネシアにおける特許については、新規性、進歩性、および産業上の利用可能性が必要とされる。簡易特許については、新規性と産業上の利用可能性（有用性）が必要とされる。簡易特許の保護対象は製品のみであり、方法は保護対象外である。国際的な展示で開示された発明、または研究開発を目的とした実験に関連して使用された発明については、6 か月以内に出願すれば新規性喪失の例外となる。

(1)特許を受けることができる発明と特許を受けることができない発明

インドネシアでは、特許と簡易特許（実用新案）の 2 種類の特許が認められている。

(i)特許

特許とは、以下の全要件を満たす発明に対して付与される権利である。

- ・ 新規性
- ・ 進歩性（非自明性）
- ・ 産業上利用可能性（特許法第 2 条）

特許は、新規なまたは改良された装置または方法、製造物、または化学組成物について取得することができる。

(ii)簡易特許

簡易特許は、形状、携帯、構造、またはそれらの組合せによって新規かつ実用的価値を有する発明について取得することができる（特許法第6条）。3つの基準が満たされなければならない特許とは異なり、簡易特許はその発明が新規かつ実用性を有することのみを要求される。また、簡易特許は、製品のみを保護対象とし、方法は保護対象外である。

(2)特許性要件

(i)新規性

新規性とは、発明がインドネシア国内外におけるあらゆる先行の技術開示と同一でないことをいう。先行の技術開示には、特許文献と非特許文献の双方が含まれる。新規性を有するためには、発明が先行技術と文言上同一でないだけでなく、発明の特徴が先行技術の特徴と異なり新規でなければならない。

国際的な展示で開示された発明、または研究開発を目的とした実験に関連して使用された発明については、6か月以内に出願すれば新規性喪失の例外となる。

（グレースピリオド）

(ii)進歩性（非自明性）

進歩性とは、発明が当業者にとって自明でないことをいう。当業者にとって自明であるか否かは、出願時点における、または優先権主張を伴う出願については基礎出願の出願時点における技術水準を基準として判断される。

(iii)産業上の利用可能性

産業法の利用可能性とは、発明が産業上利用できることをいう。産業において、明細書に記載された通りに発明を実施することができる場合、産業上の利用可能性を有するとみなされる。製品に関する発明の場合、当該製品が同一品質で大量生産できる必要があり、製造方法に関する発明の場合、製造現場において当該製造方法を実際に実施できる必要がある。

(3)特許を受けることができない発明

発明が下記に関するものであれば、特許権は付与されない。

(i)一般の規則や規定、宗教道徳、公の秩序あるいは倫理に違背するような方法や生産物

(ii)ヒトおよび、または動物に適用される試験、治療、投薬および、または外科術

医学装置を用いた試験、治療、投薬および、または外科術であれば、この規定はその方法のみに適用され、ここに医学装置とは道具や材料を含むが、薬物はこの規定には含まれない

(iii)科学および数学の分野における全ての理論および方法

(iv)生物（ただし微生物を除く）

生物とはヒト、動物または植物であり、微生物とはアミーバ、酵母、ウイルスおよびバクテリアのような顕微鏡によってのみ観察可能なマイクロサイズの生物をいう。

(v)植物あるいは動物を作製するのに必須なすべての生物学的方法

植物あるいは動物を作製するに必須の生物学的方法とは、接ぎ木、移植あるいは天然の花粉媒介のような公知のまたは天然の交配方法であり、一方、植物あるいは動物を作製する非生物学的方法とは、微生物またはその他の遺伝子工学を用いた化学的・物理的方法を使って行われる遺伝子導入手段や工学による植物または動物の生産方法をいう。

(特許性のない発明は、インドネシア特許法第7条に述べられている。)

インドネシア特許法においては、特許性のない対象はさらに次のようなものがある。

発明は、下記のことを包含しない。

(i)審美的創作

(ii)計画

(iii)活動を行うのに必要な規則や方法

- (a)必要とする精神的活動
- (b)ゲーム
- (c)ビジネス
- (iv)コンピュータプログラムに関する規則や方法
- (v)情報の提供

(3)インドネシアにおける審査状況

インドネシア特許庁は多くの審査未着手の出願（バックログ）を抱えている状況にある。他のASEAN 諸国に見られるような早期審査や優先審査といった審査促進制度は定められていないが、他の審査国における審査状況および登録状況をインドネシア特許庁に提供することにより、審査を促進する効果が得られるものと思われる。

なお、インドネシアにおける特許登録に関する法律の規定は、下記のものに示されている。

- ・ 特許に関する 2001 年のインドネシア国法律第 14 号
- ・ 特許に関する 2001 年のインドネシア国法律第 14 号の解説
- ・ 政府による特許施行手続に関する 2004 年の政府規則第 27 号
- ・ 特許審判部門に関する 1995 年の政府規則第 31 号
- ・ 特許証の形式と内容に関する 1993 年の政府規則第 111 号
- ・ 特許コンサルタントの特別規則に関する 1991 年の政府規則第 33 号
- ・ 法律人権省において適用される非課税収入の形式と料金に関する 2014 年の政府規則第 45 号

■参考情報

- ・ インドネシア特許法 第 2 条、第 6 条、第 7 条

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)